

佐世保工業高等専門学校収入事務等取扱要項

(令和2年4月1日制定)

第1条 佐世保工業高等専門学校における収入事務等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（以下「機構会計規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則（以下「機構出納事務取扱規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（以下「機構債権管理規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2条 機構出納事務取扱規則第5条における収入の原因となる事実の生じた際並びに機構債権管理規則第5条における債権の発生、変更、消滅の原因となる事実の生じた際における出納命令役への通知義務者等については、別紙一覧表のとおりとする。

2 機構会計規則第21条による、収入の内容の調査決定は、事務部長が行うものとする。

3 上記第1項及び第2項における通知及び調査決定については、収入金調査書（別記様式）にて行うものとする。なお、収入金調査書は、通知義務担当部署作成の原議書による通知決裁に替えることが出来るものとする。

第3条 徴収に関する事務は、総務課経理係において処理するものとする。

附 則

1. この要項は、令和2年4月1日から施行する。

2. 「佐世保工業高等専門学校収入事務等取扱要項」（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、令和7年3月4日から施行する。